

	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
51	実施方針	15	第2	4	(4)	ウ		参加資格	参加方法ですが、参加業者単独が基本でしょうか。それとも、グループでの参加も可能でしょうか。	いずれの形態も可能とします。
52	実施方針	15	第2	4	(4)	ウ	(イ)	参加資格	個別対話の参加資格として、市の競争入札参加資格の取得を必須としているが、未取得の事業者の参加を承認いただきたい。または、未取得の事業者への救済措置として、参加申込期限9/5までに取得申請の手続き機会を設けていただきたい。	個別対話 に限り、本事業の入札に参加しようとする民間事業者で、将来的に市の競争入札参加資格を取得する意志のある事業者は参加可能とします。
53	実施方針	15	第2	4	(4)	ウ	(イ)	参加資格	個別対話の申込み時に、個別対話の実施日に「第2 3 (4)」の実績を満たしていることを証明する書類を提出する必要があるのでしょうか。	書類を提出する必要はありません。